
自治体、産業界等の関係主体の取組の促進・支援について

- 1. 気候変動適応法に基づく自治体の取組状況等について**
- 2. 自治体独自の取組状況等について**
- 3. 産業界における取組状況等について**

1. 気候変動適応法に基づく自治体の取組状況等について

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

指定暑熱避難施設の概要

- 市町村長は、その市町村内の一定の要件を満たす施設を、指定暑熱避難施設（通称：**クーリングシェルター**）として指定することができる。
- 特別警戒情報発表時には、当該施設の管理者により、あらかじめ定められた開放日時等において住民等に開放されることとなる。

施設の要件（気候変動適応法第21条第1項各号及び気候変動適応法施行規則第4条）

- ① 適当な冷房設備を有すること
- ② 熱中症特別警戒アラートの発表期間中に住民等に開放することができること
- ③ 住民等の滞在場所について必要かつ適切な空間を確保すること

指定暑熱避難施設に関する取組

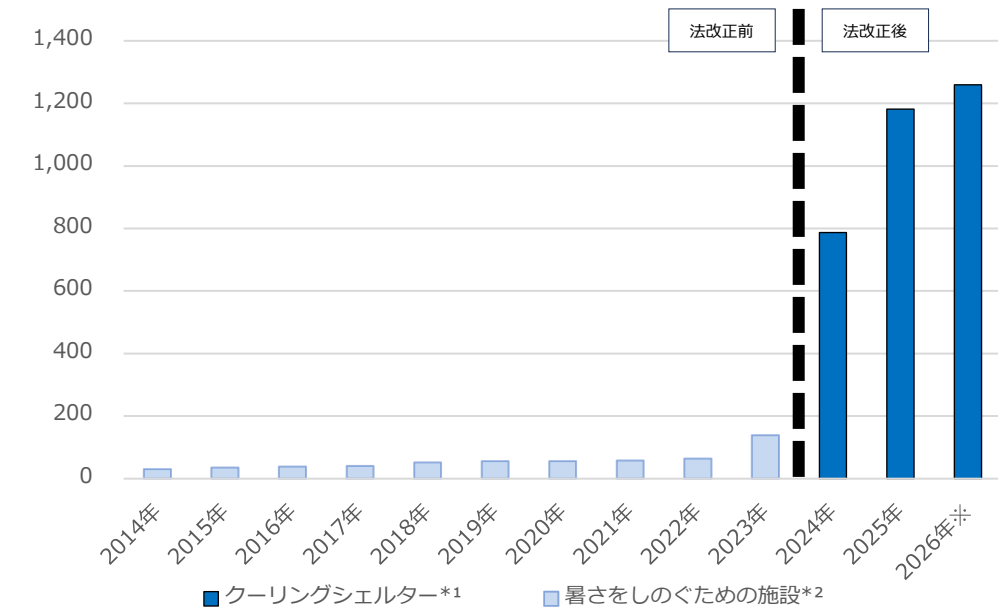
- 住民が指定暑熱避難施設にアクセスしやすいように、右図のようなイメージのクーリングシェルターのマークを環境省で定める。
- 自治体において、地域の実情等に応じて指定暑熱避難施設を指定等できるよう、「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」を令和6年12月に公表している。

クーリングシェルターのマーク

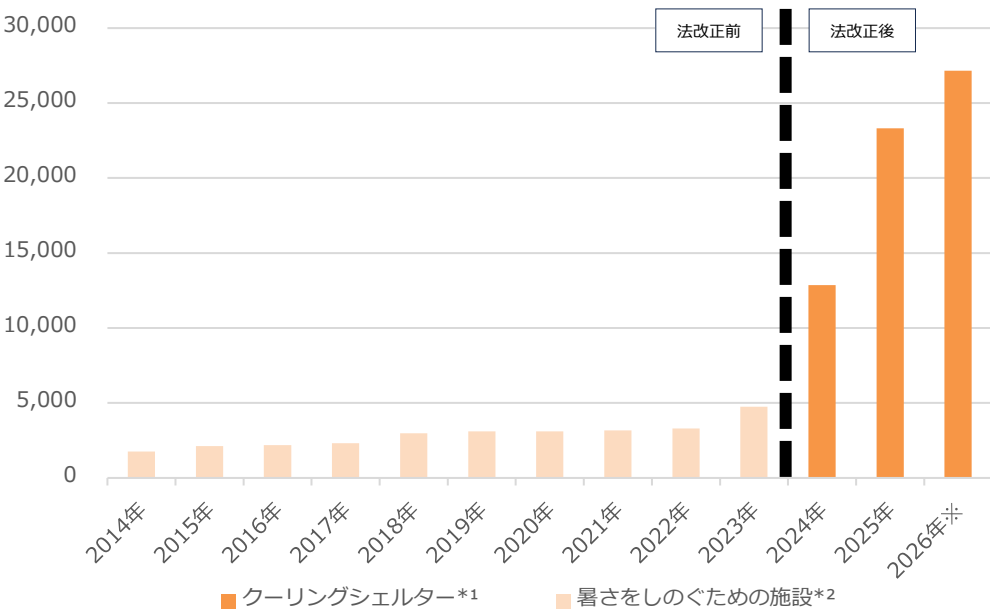


クーリングシェルターを指定している市区町村数及び施設数の推移

指定市区町村数（累計）



指定施設数（累計）



	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年*4
クーリングシェルター指定市区町村数（団体）											787	1,182	1,259*4
クーリングシェルターまたは暑さをしのぐための施設開設市区町村数*3（団体）	31	36	39	41	52	56	56	58	64	139	999	1,329	1,411*4

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年*4
クーリングシェルター施設数*3（施設）	1,758	2,123	2,192	2,317	2,980	3,104	3,104	3,175	3,289	4,758	12,860	23,311	27,156*4

* 1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設
* 2 指定暑熱避難施設以外の施設であって、自治体で開設している暑さをしのぐという趣旨に合致している施設
* 3 2014年から2023年の値は、令和 5 年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」から作成。2024年の値は、令和 6 年 7 月 2 日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ報告を受けた情報から作成。2025年の値は、令和 7 年 5 月 30 日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ10月20日までに報告を受けた情報から作成。
* 4 2026年のクーリングシェルター指定市区町村数・施設数及びクーリングシェルター又は暑さをしのぐための施設開設市区町村数は2026年 8 月 20 日時点の値を記載している。

指定暑熱避難施設の指定や運用等に係る課題について

- 指定暑熱避難施設の指定や運用等については、検討会等において災害時への対応や設置位置、設置している市町村の割合等に係るご意見をいただき、自治体等からは平時の活用や気候変動適応センターの機能拡充に絡めたご意見等をいただいている。

指定暑熱避難施設の指定や運用等に係る主なご意見

【検討会等においていただいた主なご意見】

- クーリングシェルの活用方法や、設置位置等について改めて検討を行うべきではないか（第6回熱中症対策推進検討会（令和6年9月））
- 災害時のクーリングシェルのあり方についても検討すべきではないか（第6回熱中症対策推進検討会（令和6年9月））
- クーリングシェルを設置している市町村数は増えているものの、未だ設置していない市町村も多いのではないか。（第1回熱中症小委（令和8年4月））

【自治体等からいただいた主なご意見】

- 気候変動適応センターの機能を拡充し、クーリングシェルの指定や活用等の検討に活用すべきではないか。
- 熱中症特別警戒情報が発表されていない、平時におけるクーリングシェルの活用についても検討すべきではないか。
- クーリングシェルの指定や整備に対して財政措置をすべきではないか。

※ 事務局にてご意見を整理してお示ししている。

熱中症対策普及団体について

熱中症対策普及団体の概要

- 気候変動適応法に基づき、市町村長は、地域において熱中症対策に関する住民等への普及啓発や広報活動、住民からの相談対応や助言などの事業を行う法人であって一定の要件を満たす法人を、熱中症対策普及団体として指定できることとされている。
- 熱中症対策普及団体の制度を活用することで、行政のみならず、民間団体や企業等とも連携し、地域の実情に合わせて、地域単位で熱中症予防行動の呼びかけ等を行うことが可能となる。
- 普及団体の実施する事業は、例えば、高齢者や子供、障がい者等の熱中症にり患するリスクの高い方に対し、エアコン使用や水分・塩分補給等の呼びかけ等を想定している。

指定を受けることができる団体

- 気候変動適応法及び同法施行規則では、以下の法人を普及団体の指定対象として規定。
 - 一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
 - 特定非営利活動法人
 - 社会福祉法人
 - 会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）

熱中症対策普及団体の指定状況

- 熱中症対策普及団体の指定状況は以下のとおり。

	熱中症対策普及団体を指定している市区町村数	指定団体数
令和6年度	3自治体	16団体
令和7年度	9自治体	24団体

2. 自治体独自の取組状況等について

千葉県いすみ市 「涼み処」

- 「涼み処」にはアンケートとウォーターサーバーを設置、飲料水を提供
- 地元の千葉県立大原高校の美術部員、書道部員の協力を得て**視覚的に涼しく装飾、演出**



▲涼み処（本庁舎）
本庁舎前でWBGTを計測



▲涼み処（岬庁舎）



▲衝立内の様子



▲ウォーターサーバー

■ 苦労した点

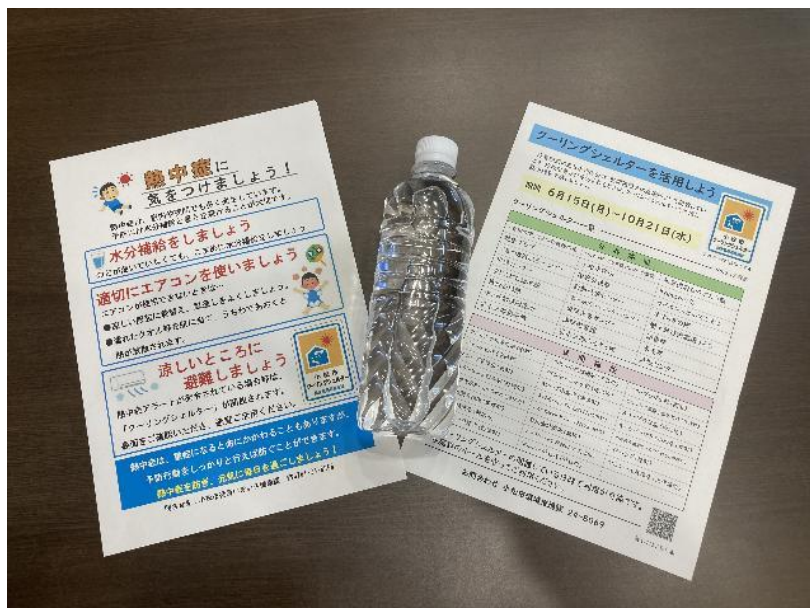
- ・ 令和5年度に試行的に設置したところ、スペースの確保が困難であり水分補給のみで帰られる方も多く、熱中症に対する正しい知識を周知することができなかった。

■ 工夫した点

- ・ スペースの確保と、最大収容人員を超えた場合の拡張を見据えた体制づくりを行った。休憩スペースではアンケートも実施し、取組の課題を認識し今後につなげていく。

石川県小松市 社会福祉協議会、民生委員と地域福祉推進員による、水・チラシの配布

- **社会福祉協議会**が行う高齢者等見守り活動のひとつとして、6月中旬頃から約3週間で民生委員と**地域福祉推進員**が独居高齢者等の見守り対象者約6,200人（令和8年現在）を訪問し、**水、熱中症啓発チラシとクーリングシェルターのチラシ**を配布し、エアコンの適切な使用等、熱中症への注意を呼びかけている。



▲訪問時に持参した水、チラシ



- ・9月1日の**防災の日**に行う安否確認（訪問か架電）とあわせて、必ず年に2回は対象者と接する機会ができた。

※ 除雪時期にも対象者のことを気にかけている。

- ・一斉に行う取組があると広報もしやすく、民生委員等がこうした活動をしていることを知って頂く良い機会になっている。

■ 苦労した点

- ・新型コロナウイルスの流行以降、対面で会いたくない方にはドアノブにかけるなどしている。
- ・水の配布対象とならなかった方からは「隣の●●さんはもらえたのにうちにはもらえなかった」と言われることもある。

■ 工夫した点

- ・小松市にいる約250名の民生委員だけでは、3週間で約6,200人を訪問することは難しい。
- ・民生委員とほぼ同数の地域福祉推進員が協力して活動いただけることで実施できている。

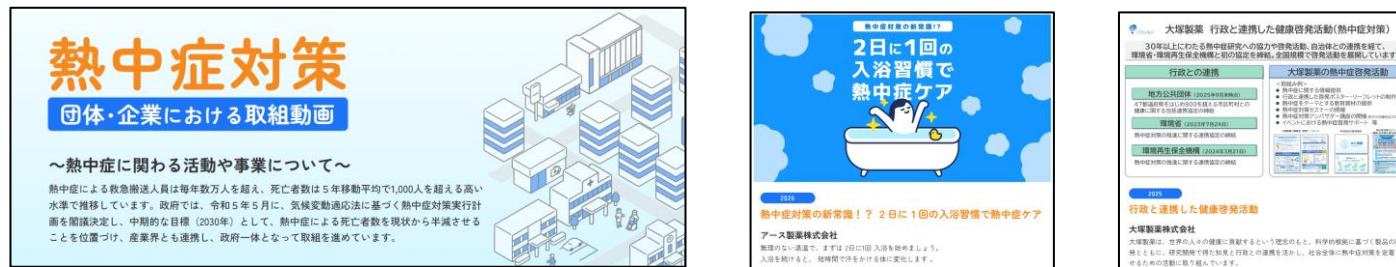
3. 産業界における取組状況等について

産業界等と連携して行った取組例について

団体・企業における取組動画の紹介

- 環境省においては、熱中症対策 団体・企業における取組動画において、団体・企業が行っている熱中症予防に関する取組や活動について、動画で発信を行っている。

「熱中症対策 団体・企業における取組動画」のHPと紹介している団体・企業が行っている取組の具体例



A-PLATにおける熱中症に関する民間企業の取組の紹介

- A-PLAT（気候変動適応情報プラットフォーム）において、民間企業が実施している熱中症対策や熱中症予防のための商品・サービス、また、気候変動適応センターが実施したインタビュー記事等を紹介している。

民間企業が実施している熱中症対策や熱中症予防のための商品・サービスの例

紹介されているインタビュー記事の例



(出典：気候変動適応情報プラットフォーム)